資料 1-1

資料 1-2

○「施設整備マニュアル」改訂の進め方（概要）

○バリアフリー整備の状況とマニュアル改訂の
　配慮ポイント

資料 1-1

福岡市福祉のまちづくり条例

「施設整備マニュアル」改訂の進め方（概要）

1. 改訂の経緯･背景

福岡市では、高齢者や障がい者をはじめすべての市民が、安心して生活し行動することができるような福祉のまちづくりを進めるため、平成 10 年 4 月に福祉のまちづくり条例を施行した。

翌 11 年には、施設を安全かつ円滑に利用できるようにするための基準を施行規則として定めるとともに、基準をわかりやすく解説した施設整備マニュアルを作成した。

その後、法の改正や社会環境の変化等を踏まえて、適時、施設整備マニュアルの改訂を行ってきた。

■ バリアフリーに関する国の法律等
□ バリアフリーに関する福岡市の取り組み

平成 6 年 9 月　ハートビル法　施行

平成 10 年 4 月　福岡市福祉のまちづくり条例　施行
平成 10 年 12 月　**施設整備マニュアル　発行**
平成 11 年 4 月　福岡市福祉のまちづくり条例施行規則　施行

平成 12 年 11 月　交通バリアフリー法　施行

平成 14 年 3 月　福岡市交通バリアフリー基本方針　策定
平成 16 年 4 月　**施設整備マニュアル 2004　改訂**

平成 18 年 12 月　バリアフリー法　施行

平成 20 年 12 月　**施設整備マニュアル 2008　改訂**

平成 23 年 3 月　移動等円滑化の促進に関する基本方針　改正
平成 23 年 8 月　道路の移動等円滑化整備ガイドライン　改訂
平成 24 年 3 月　都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン　改訂
平成 24 年 10 月　高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準　改訂

平成 25 年 4 月　「公園」及び「道路」の移動等円滑化整備基準に関する条例の施行※
平成 25 年 4 月　福岡市バリアフリー基本計画　策定

※注：福岡市公園条例　改正
福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例　施行

平成 25 年 6 月　公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）　改訂

平成 26 年 6 月　**施設整備マニュアル（仮称）2014　改訂予定**

この度、福岡市において平成 25 年 4 月、新たに福岡市バリアフリー基本計画を策定したこと及びバリアフリーに関する国のガイドラインが改訂されたことから、施設整備マニュアルの改訂を行うものである。

2. 改訂作業の進め方（研究会、検討会など）

専門的、技術的な観点から研究、協議を行うため、学識経験者や専門家、施設利用者で構成する「研究会」を設置する。

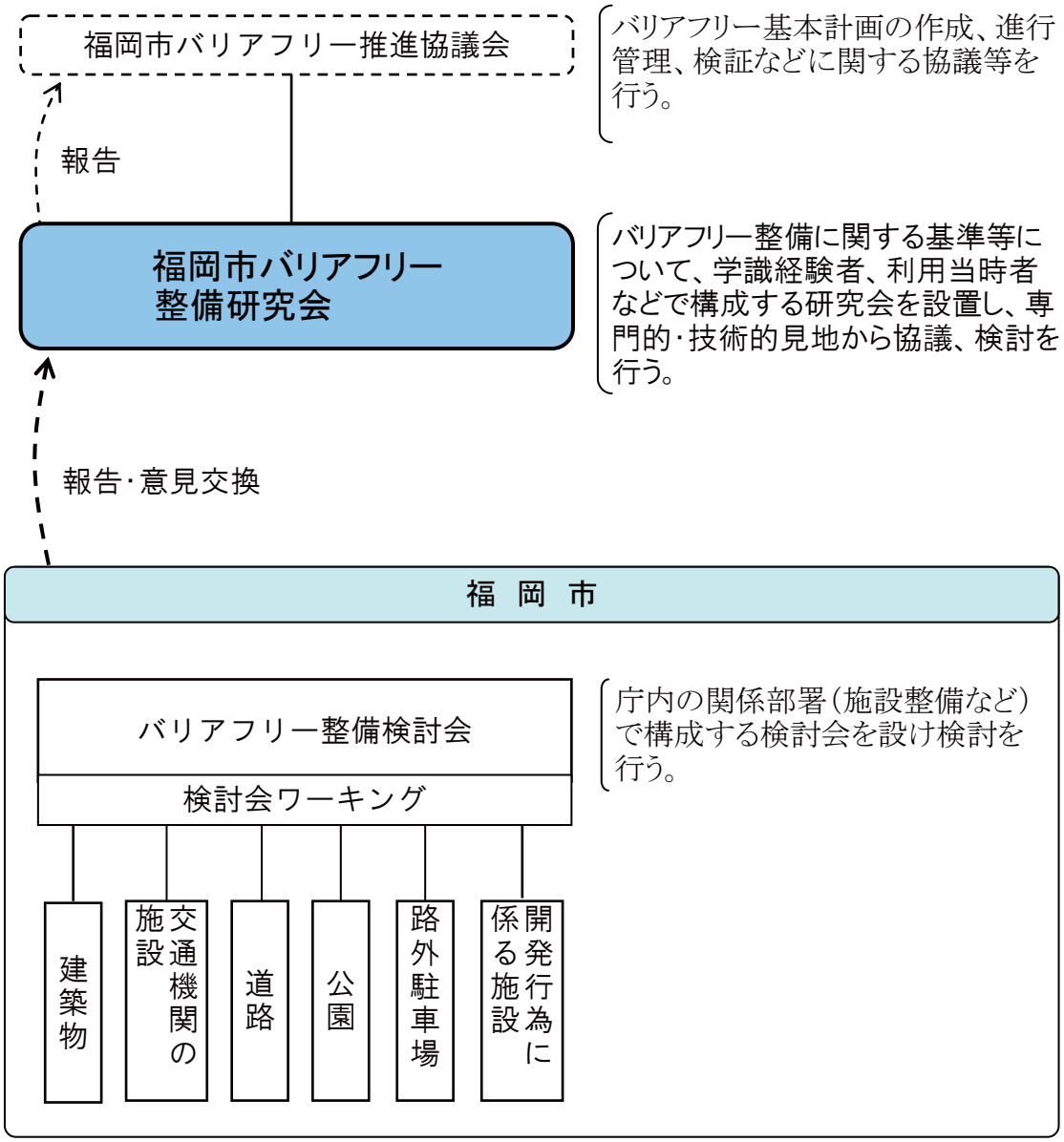

3. 施設整備マニュアル改訂

マニュアル改訂にあたっては、国のガイドライン等との整合を図ることを中心に改訂を進め、冊子の改編、施行規則の改正などに取り組む。

内容の充実

（1）国の各種整備ガイドラインとの整合等による変更・追加

（2）利用当事者など関係者アンケートの実施、分析、反映

（3）優良事例や工夫している取組みなどの紹介掲載　など

福祉のまちづくり条例施行規則の改正

（1）施設整備マニュアル改訂に伴う所要の改正を行う。

冊子の改編など

（1）わかりやすいものとなるよう改善

⇒例：名称変更、サイズ（厚み）ダウンなど

（2）施設管理者向けバリアフリー改善の新たな手引きの作成検討　など

4. 調査・研究

（1）市民との共働によるバリアフリー化推進の仕組みづくりの研究

（2）その他バリアフリー整備の促進に関すること

5. スケジュール

（1）マニュアル改訂については、アンケート調査を実施し、今年度内に最終案をまとめて、翌26 年度に冊子製本する。

（2） バリアフリー整備研究会については、第 1 回を 11 月に開催し、アンケートの実施や改訂内容の精度を高めながら第 2 回を 1 月に、第 3 回を 3 月に開催する予定。

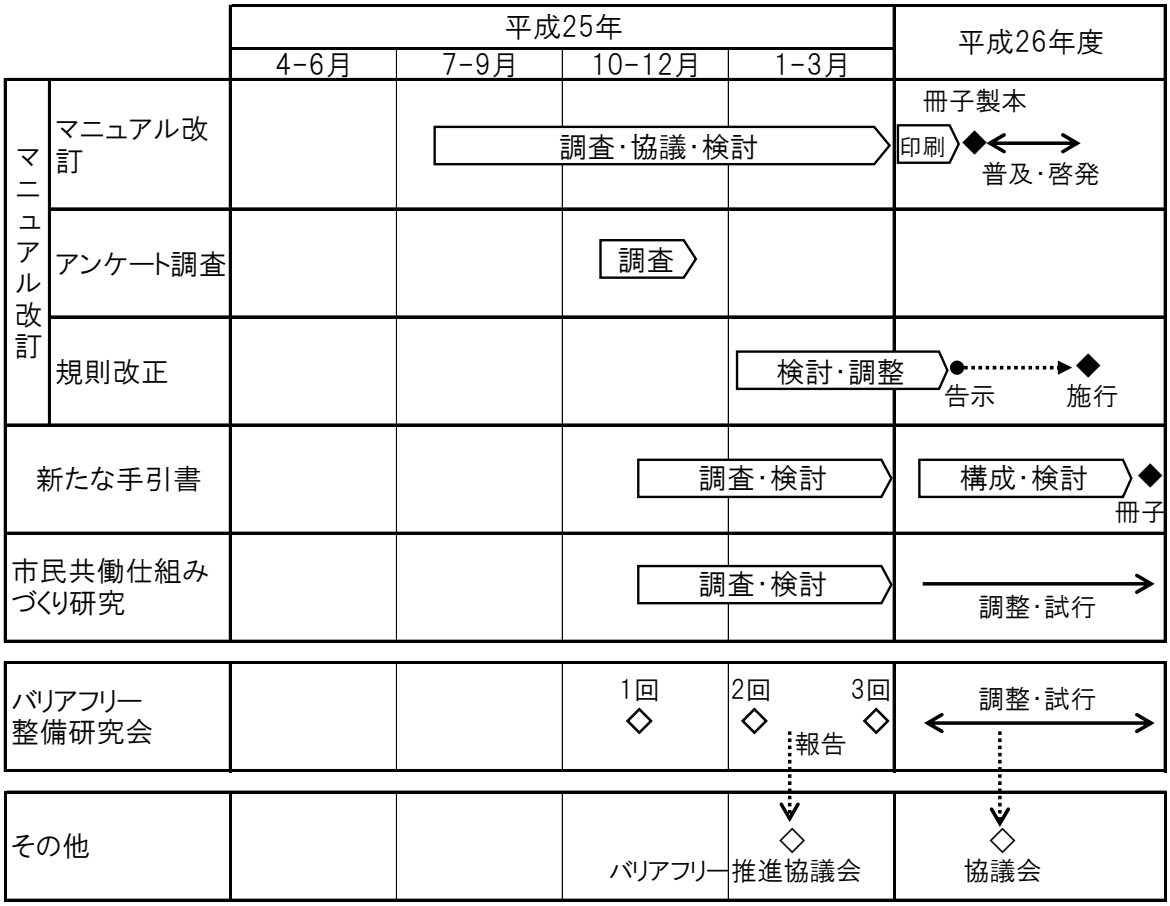

資料 1-2

バリアフリー整備の状況とマニュアル改訂の配慮ポイント

前回（平成 20 年）の施設整備マニュアル改訂以降にバリアフリー化された公共施設や民間建築物、公共交通機関の施設の整備状況や福岡市のバリアフリーの取組みに関するふり返り等を踏まえ、今回行う施設整備マニュアル改訂の際に配慮すべきポイントを整理する。

1．整備基準適合証の交付状況（建築物）

平成 11 年から福祉のまちづくり条例に基づく事前協議を行っており、整備基準適合証の交付件数は平成 20 年度から平成 24 年度の期間では、累計で 1311 件となっている。

■整備基準適合証の交付件数（累計）

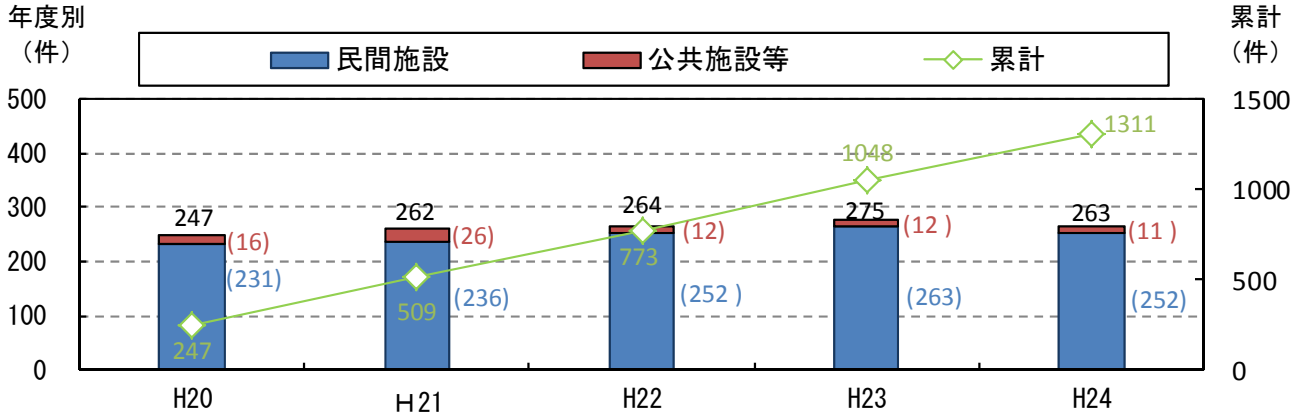

2．バリアフリー整備事例

前回のマニュアル改訂以降にバリアフリー化された公共施設や民間建築物、公共交通機関の施設のうち、特徴的な取り組みを紹介する。

（1）公共施設

■福岡市西部地域交流センター（さいとぴあ）
（左：車いす使用者用駐車場、中：館内まで連続する視覚障がい者用誘導ブロック、右：階段部の二段手すり）

・さいとぴあは、平成 22 年 7 月に整備された。車いす使用者用駐車場や、館内まで連続する視覚障がい者誘導用ブロック、階段部には二段手すりなどが設置されている。

■中央区高宮公民館（左：自動扉、中：福祉型便房、右：館内エレベーター）

・中央区高宮公民館では、自動ドア（玄関部）、オストメイト用設備及びおむつ交換台のあるトイレ、車いすが乗車可能なエレベーターなどが設置されている。

(2) 民間施設

■福岡銀行（左：音声案内付き触知図、中：多目的トイレ、右：UD 対応 ATM 機器）

・福岡銀行では、音声案内付き触知図、多目的トイレ、手すり・点字表記・音声案内機能付き ATM 機器、車いす利用者や高齢者が楽に利用できる記帳台・窓口カウンターなどを設置し、店舗内のバリアフリー化に取り組んでいる。

■レソラ天神（係員呼出しインターホン）

・レソラ天神では、道路から連続する視覚障がい者誘導用ブロックの終点に係員呼出しインターホンを設置している。

■イオンモール福岡伊都

（左：男性便所内の乳幼児スペース、
右：男性用便房内の機能を示す案内サイン）

・イオンモール福岡伊都の男性便所内では、乳幼児スペースやベビーカーが入れる広さを確保してあるなど、ユニバーサルデザインの取り組みがみられた。

■福岡パルコ

（福祉型便房）

・福岡パルコは旧岩田屋ビルを改修し平成 22 年にオープンした。福祉型便房などバリアフリー整備の取り組みがみられる。

(3) 公共交通機関の施設

① 地下鉄七隈線

七隈線利用者へのユニバーサルデザイン満足度アンケート調査結果（平成 24 年度実施）では、駅全体の使いやすさは、満足とやや満足の回答者が 9 割を超えている。設備毎にみると、満足とやや満足の回答者は、「改札の通路の通りやすさ」「案内表示・誘導表示サインの分かりやすさ」が 89%、続いて、「駅ナンバリング、シンボルマークのわかりやすさ」「アナウンスの聞き取りやすさ」が 85%と、総じて満足度が高い評価となっている。

■アンケート結果（抜粋）

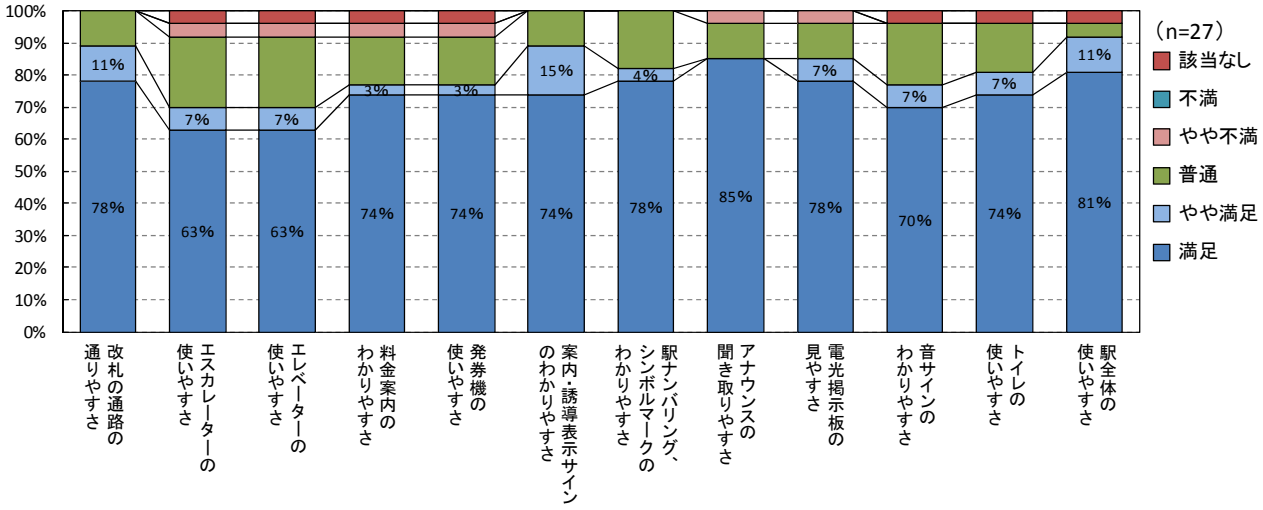

七隈線のバリアフリー整備の取組みについては、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（平成 25 年 6 月）」において参考例示として掲載されている。

〈照明計画〉

〈エレベーター内の鏡〉

〈駅名標〉

② その他の交通施設

公共交通機関の施設ではバリアフリー基準を満たした上で、さらにユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備に取り組んでおり、利用者の利便性が向上している。

■西鉄福岡（天神）駅

（わかりやすい大きさの案内サイン）

■博多ふ頭第 2 ターミナル

（左：エレベーター、右：福祉型便所と授乳スペース）

３．バリアフリーの取組みの振り返り

(1) 福祉のまちづくりを取り巻く社会環境等の変化

福祉のまちづくりを取り巻く社会環境等の変化を整理すると以下のようなことが考えられる。

① 高齢化が進み、活動的な高齢者が増える一方で、介助を必要とする高齢者の増加も見込まれる。

② 公共交通機関のバリアフリー化が進み、高齢者や障がいのある人などの社会参加が進んでいる。

③ 高齢者や障がい者等への思いやりや心配りなど、福祉マインドの醸成が求められている。

（例：障がい者用駐車場を障がいのない人が使用しているため、障がいのある人が駐車できないなど）

④ インターネット、携帯端末などの情報系の技術革新が著しく、情報伝達による移動支援のあり方も多岐にわたってきている。

(2) 福岡市のバリアフリーの取り組みに関する現状

利用者の視点から、福岡市のバリアフリーの取組みに関する現状を整理する。

〈評価できる点〉

① バリアフリーに関する基準の適用対象範囲が広く、小さな施設でも対象としている。

② 社会情勢の変化などの機会を捉え、マニュアルの見直しや改訂に取り組んでいる。

③ マニュアルにコラム欄を設け、先進的な事例や望ましい事例の情報発信を行っている。

④ 地下鉄七隈線など、先進的な整備事例が身近にある。

⑤ 「ユニバーサル都市・福岡」を市政の柱の一つとして推進している。

〈今後改善が望まれる点〉

① 既存建築物や小規模建築物のバリアフリー化が進んでいない。

② バリアフリー化は一定程度進展しているが、利用当事者からは改善要望の声が挙がっている。

③ 施設整備の際、バリアフリーに関して利用当事者が確認、評価する機会がない。

④ 異なる事業者にまたがる空間でのバリアフリー整備の連続性が不十分である。

（例：建築物と道路の視覚障がい者誘導用ブロックの連続性　など）

施設整備マニュアルの改訂にあたり配慮すべき事項について以下のように整理する

４．施設整備マニュアル改訂にあたり配慮すべきポイント

新設、改修時において安全で円滑に利用できる施設が着実に増えていることから、設計者や施設管理者のバリアフリーに対する一定の理解は得られていると考えられる。

一方、既存建築物や小規模建築物のバリアフリー化が進んでいないことや、基準を遵守することにとらわれて多様な利用実態に応じた対応がおろそかになっているといったハード面の課題に加え、「心のバリアフリー」など、市民も巻き込んだバリアフリーの取り組みが必要となっている。

①出入口やトイレなどの場所毎のバリアフリー化はもとより、それらをつなぐ連続的な移動動線の確保が重要であることの周知

②情報伝達に関する研究

③既存建築物や小規模建築物のバリアフリー化の促進

④施設づくり・施設点検に当事者等が参加できる仕組みづくりの検討

⑤市民一人ひとりの「心のバリアフリー」の促進

余白